

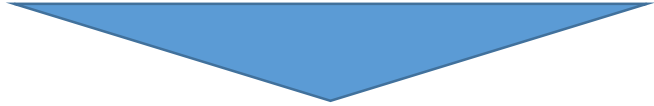


5月8日以降の県の体制について

令和5年4月27日

「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」の廃止について

政府対策本部が廃止(特措法第21条第1項)



「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」を廃止する。(特措法第25条)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止



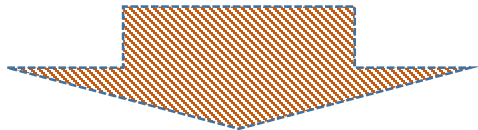
「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を廃止する。

本県の危機管理体制について

危機管理対策会議幹事会
危機管理対策会議



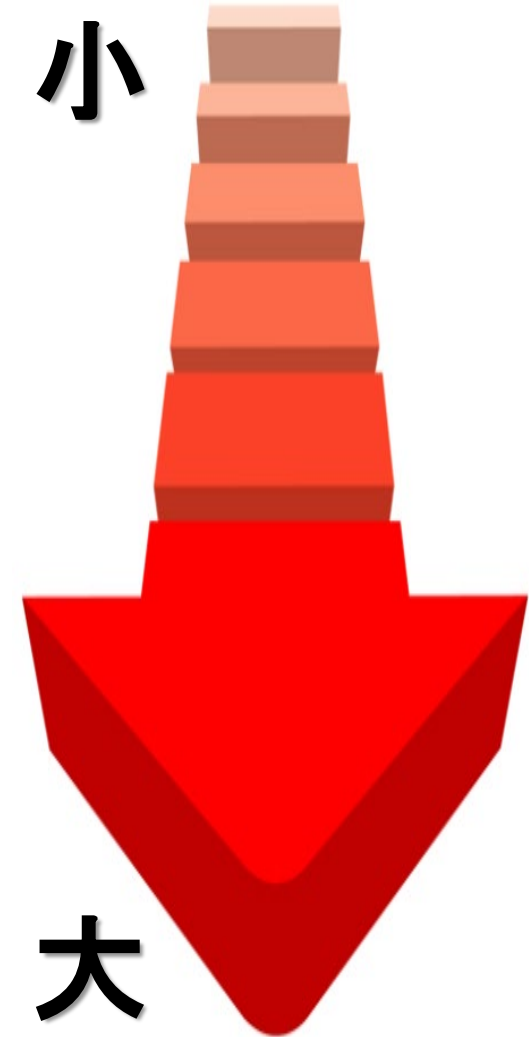
危機管理対策本部



法定の対策本部

感染拡大のリスク

小



大



新型コロナウイルス感染症の 類型変更について

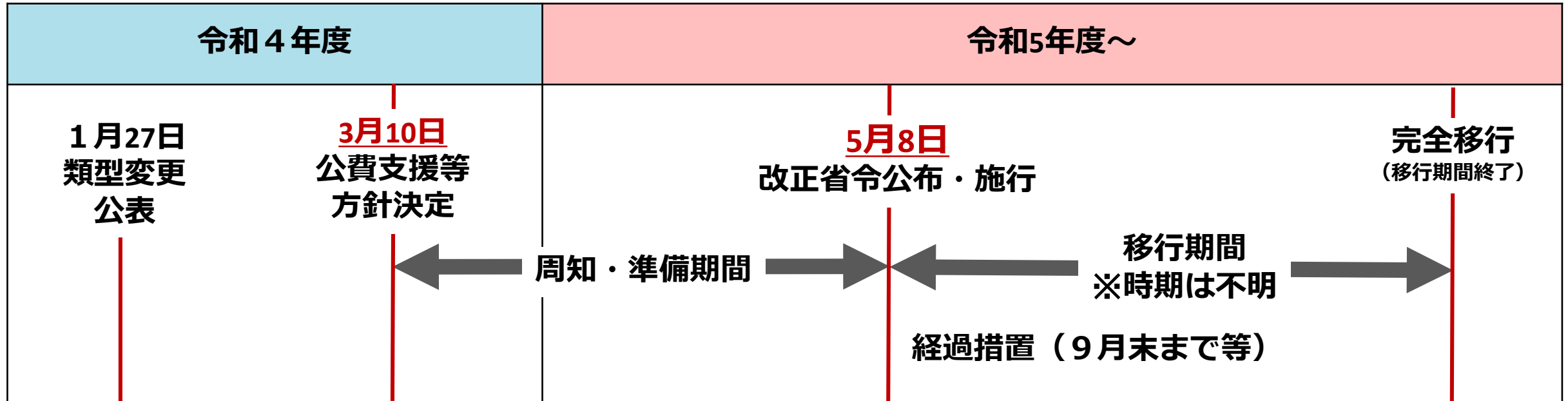
健康医療局

2023年4月27日

5月8日 感染症法における位置づけが5類に変更

分類	分類の考え方	規定されている感染症
一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱 ペスト 等
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症	結核、SARS、MERS 等
三類感染症	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症	腸管出血性大腸菌感染症、 コレラ 等
四類感染症	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症	狂犬病、マラリア、デング 熱、サル痘 等
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	インフルエンザ、性器クラ ミジア 等
新型インフルエンザ等 感染症	・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの	新型インフルエンザ、再興 型インフルエンザ、新型コ ロナウイルス感染症 等
指定感染症	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、一～三類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	政令で指定
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康医療に重大な影響を与えるおそれがあるもの	

類型変更に伴うスケジュール



5月8日から コロナ対応が変わります

5月8日 コロナ対応が 変わる!

ウィズコロナの日常



感染したとき/

- 1 外出などの制限がなくなります
- 2 患者登録・健康観察などはなくなります
- 3 保険診療(一部自己負担)になります

コロナウイルスはなくなります



発熱や体調不良で医療機関を受診するときは

注意

受診の前に
電話してから



かかりつけ医や
近所の医療機関を
受診



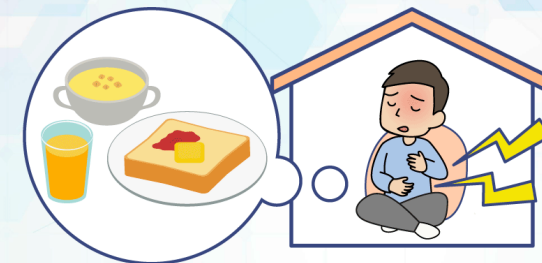
高額な
コロナ治療薬
抗ウイルス薬等
無料



公共交通機関で受診
マスク着用



外出制限 なし



5月8日から コロナ対応が変わります

かながわ県のたより 5月号

2 かながわ県のたより 令和5(2023)年 5月号 No.818

かながわ県のたより 令和5(2023)年 5月号 No.818 3

新型コロナウイルス 感染症が5類へ どう変わる? 私たちの生活

5月8日から、**新型コロナの感染症法**※上の
位置付けが**5類に変更**されます。
医療提供体制や私たちの生活に
どのような影響があるのかをご紹介します。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

5類に移行しても、ウイルスが消えるわけではありません。
手洗い、換気などの基本的な感染防止対策はこれからも
継続しましょう。

詳しくはこちら



変わること



感染者への外出制限、
隔離などの制限がなくなります

感染時の公共交通機関の利用 → 可能です

宿泊療養施設※ 療養期間中の外出制限

※要介護等で自宅療養ができない高齢者に対しては例外があります

濃厚接触者の待機 → なくなります



感染者全てを把握しなくなります

県の陽性者登録窓口 → 廃止します

感染者の健康把握 パルスオキシメーター・食料配布

→ なくなります



医療費が変わります

外来医療費 → 診療や解熱剤などは
自己負担になります

コロナ治療薬 → 9月末まで無料です

	新型コロナウイルス (解熱剤とラゲブリオ処方)	季節性インフルエンザ (解熱剤とタミフル処方)
自己負担3割	例 4,170 円	例 4,450 円
自己負担1割	例 1,390 円	例 1,480 円

入院医療費 → 9月末まで自己負担額に
最大2万円を公費支援します



検査費用は自己負担になります

変わらないこと



ワクチン接種は令和5年度は
引き続き自己負担なく受けられます

高齢者、医療従事者等
春夏(5月から)と秋冬(9月から)の2回接種

その他の方

秋冬(9月から)に1回接種



コロナに関する電話相談窓口は、
設置を延長します

- 発熱時の受診相談
- 陽性判明後の体調急変時の相談

☎(0570)056774 8~22時

※一部のIP電話など上記番号につながらない場合は
☎045(285)0536

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・
寒川町にお住まいの方は各市町のコールセンターへ
お問合せください。



【上記記事に関する問合せ】県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル ☎(0570)056774 ※一部のIP電話など左記番号につながらない場合は☎045(285)0536

1 医療提供体制（全体）

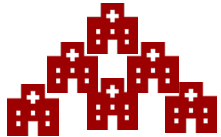
これまで 新型コロナウイルス感染症



行政が指定した発熱診療等医療機関、
神奈川モデル認定医療機関で対応

これから

5月8日から

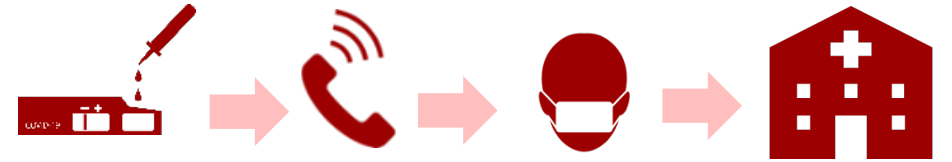


より多くの一般の医療機関で対応

- ・ 確保病床650床、協力病床1,550床程度による入院体制を準備
- ・ 「外来対応医療機関」を指定し公表
- ・ 自宅療養後の体調悪化時には再診を検討
- ・ 医療機関間による入院調整を推進



症状が出たら・・・

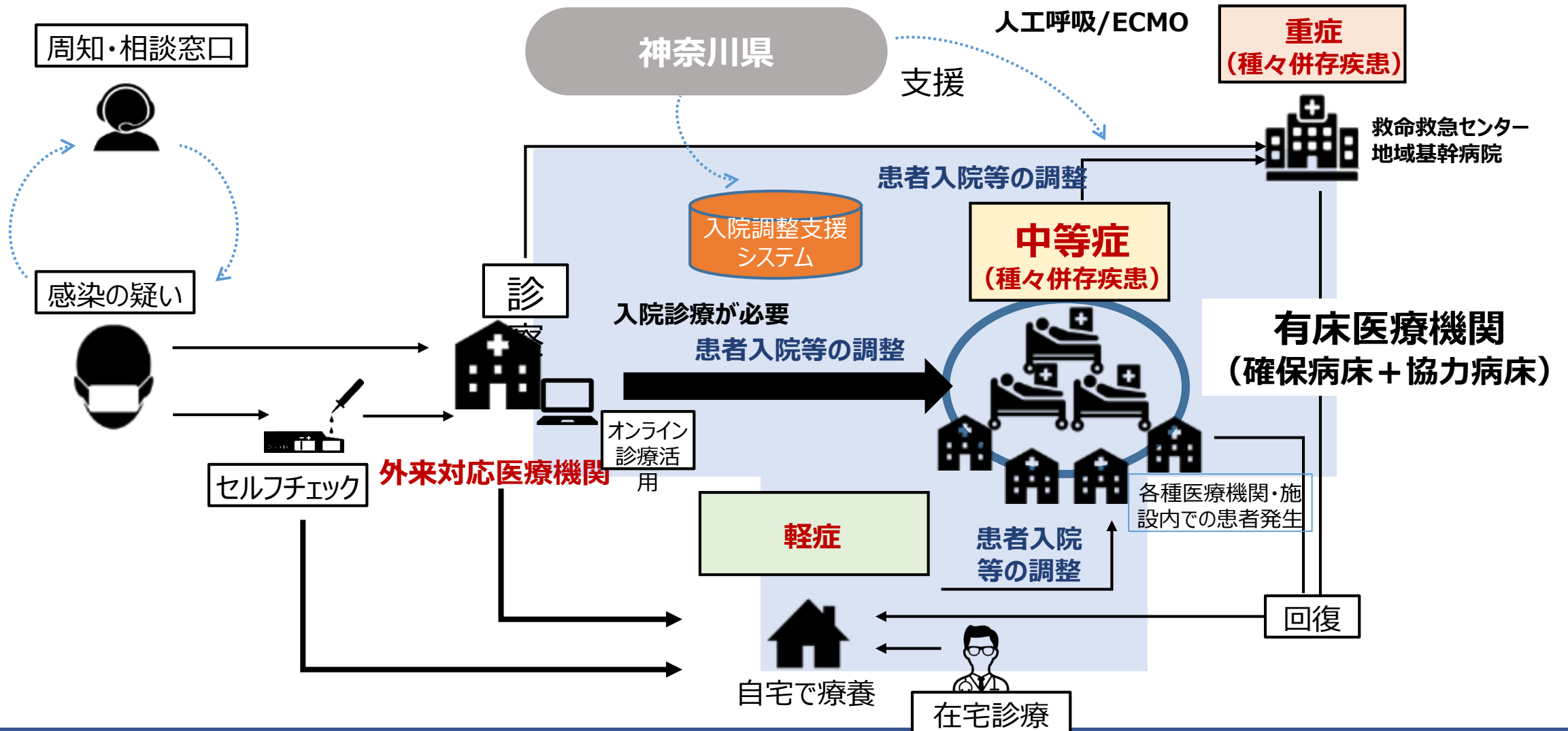


対応医療機関を拡大

R 4	R 5
  	                 

1-2 5 類移行後の運用体制「日常医療」

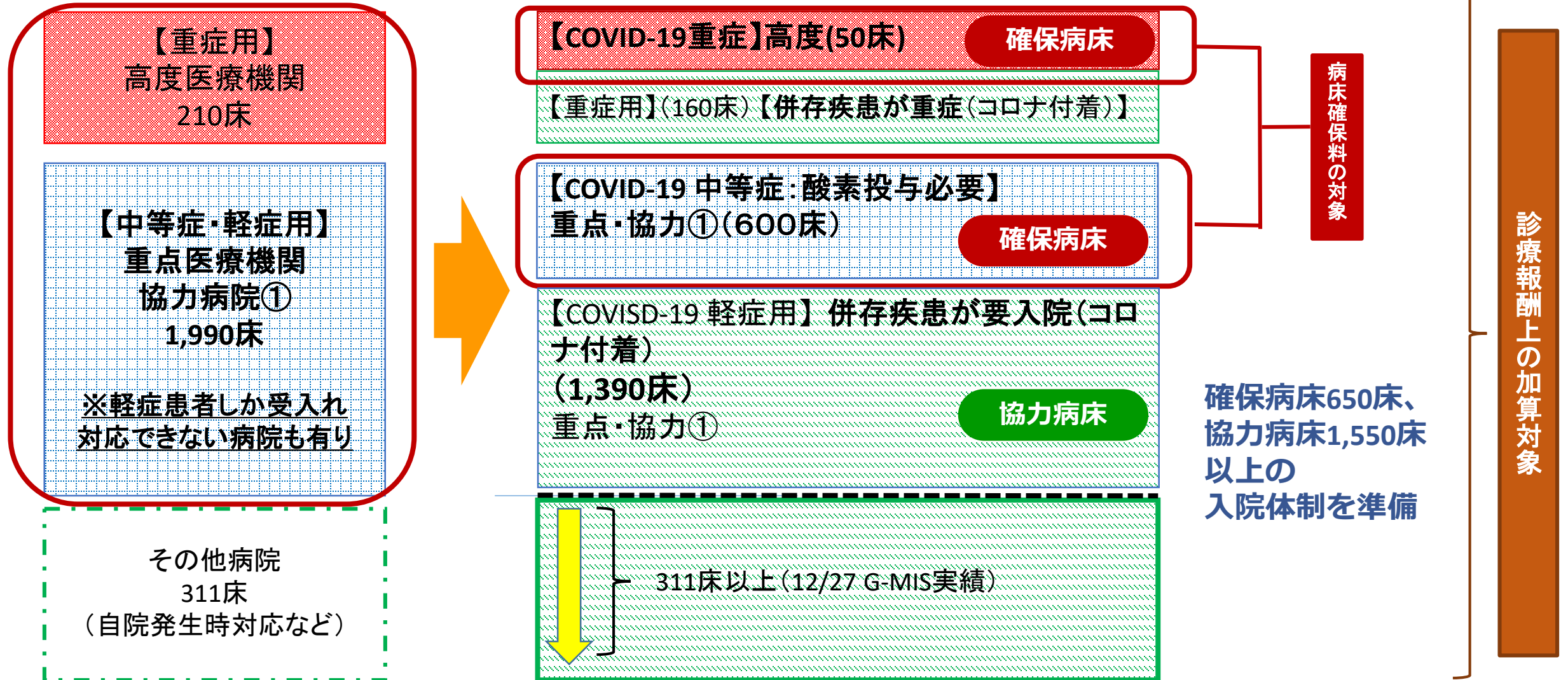
治療が必要な基本病態に対する医療提供



1-3 5 類移行後の県のコロナ対応病床

第8波時点（12/27）

5/8～9/30までの県の対応 ※第8波実績に基づき再設定



発熱診療等医療機関を「外来対応医療機関」にリニューアル

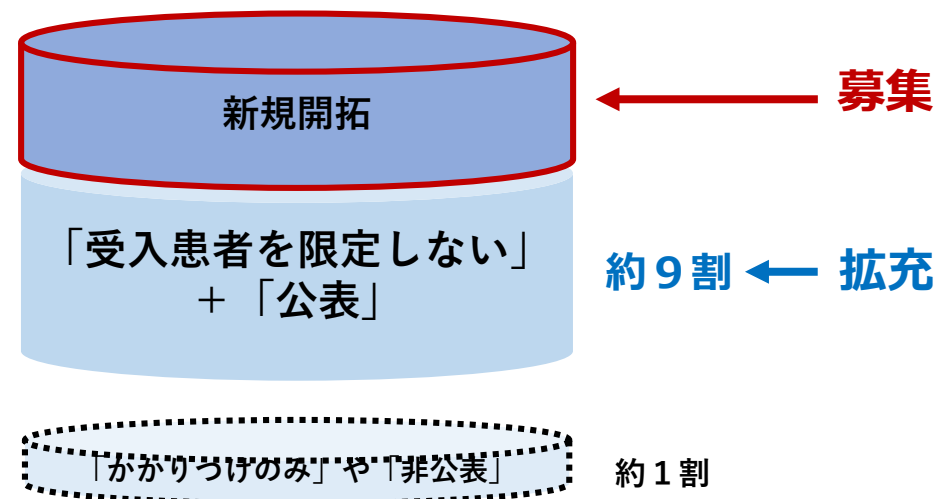
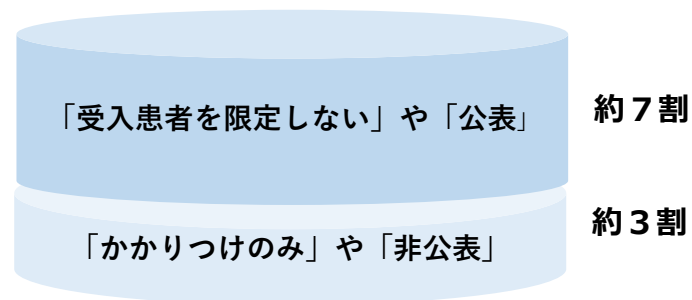
指定要件

- 対面診療を実施する場合の院内感染対策
- 医療従事者への感染対策
- 検査体制の確保（コロナ検査可能であることは前提）
- **受入患者を限定しない（8月末までに移行）**
- **公表**

公表項目

医療機関名、受入患者の限定の有無、所在地、最寄駅、対象患者（成人、小児、妊婦等の種別）
検査の種類、対応する感染症（コロナのほか、マイコプラズマ、RSウイルス、アデノウイルス、溶連菌等）
診療窓口電話番号
熱患者等に対する診療・検査対応時間
対応可能な言語、オンライン診療実施有無
在宅診療対応可否、医療機関HP（ある場合は）
経口抗ウイルス薬の投与の可否

現在の発熱診療等医療機関 約2,200



2 患者等に対する公費支援



これまで

新型コロナウイルス感染症

公費で負担



原則として、検査・治療・入院は
全額公費負担

これから

5月8日から

自己負担有り



他の疾患と同じく、一部を除き
自己負担あり、当面9月末まで
公費支援を継続

- ・ **新型コロナ治療薬の費用は**当面9月末まで**無料**
- ・ 新型コロナ治療のための**入院医療費**は、当面9月末まで、高額療養費の自己負担限度額から、**2万円を減額**（2万円未満の場合はその額）
- ・ その他の外来医療費、検査の公費負担は終了（保健所長の判断による行政検査は除く）
- ・ 検査無料化事業終了
- ・ 入院勧告がなくなることから、**患者搬送は終了**

	現在（～5/7）	5 類移行後（5/8～）
検査	無料（公費負担）	保険診療（自己負担あり）
診療	無料（公費負担）	保険診療（自己負担あり）
コロナ抗ウイルス薬	無料（公費負担）	無料（公費負担）
解熱剤・鎮咳薬	無料（公費負担）	保険診療（自己負担あり）
（入院）治療費	無料（公費負担）	保険診療（自己負担あり） 最大2万円減額 高額療養費支給対象
（入院）入院食料	無料（公費負担）	保険診療（自己負担あり）

2-2 医療費に対する公費支援の例

【位置づけ変更後（5/8～）の医療費のイメージ】

（厚生労働省説明資料より抜粋）

○外来医療費

	現在（～5/7）		5/8～		（参考）新型コロナ治療薬の支援がない場合	
	コロナ	インフル	コロナ（※1・2）	インフル（※1）	コロナ	インフル
75歳以上 （1割負担）	860円	1,170円	1,240～1,390円	1,330～1,480円	10,670～10,820円	1,330～1,480円
70歳未満 （3割負担）	2,590円	3,510円	3,710～4,170円	3,990～4,450円	32,010～32,470円	3,990～4,450円

【前提】5/8以降は、初診料等に含まれるコロナ特例について、院内感染対策を引き続き評価しつつ、届出の簡略化といった事務負担軽減等に伴い見直し。新型コロナはカロナール・ラゲブリオ、インフルはカロナール・タミフルを処方するものとして計算

※1 陽性判明前の検査料等・コロナ陽性判明後の医療費について5/8以降は自己負担が発生

※2 コロナ治療薬の自己負担分は公費で補助

○入院医療費

75歳以上	現在（～5/7）		5/8～		（参考）新型コロナの補助がない場合	
	コロナ （食事代）	インフル （食事代）	コロナ （食事代）	インフル （食事代）	コロナ （食事代）	インフル （食事代）
住民税非課税 （所得が一定以下）（17%）	0円 （0円）	15,000円 （1,800円）	0円 （3,000円）	15,000円 （1,800円）	15,000円 （3,000円）	15,000円 （1,800円）
住民税非課税（24%）	0円 （0円）	24,000円 （3,780円）	4,600円 （6,300円）	24,000円 （3,780円）	24,600円 （6,300円）	24,000円 （3,780円）
～年収約383万（52%）	0円 （0円）	24,000円 （8,280円）	37,600円 （13,800円）	24,000円 （8,280円）	57,600円 （13,800円）	24,000円 （8,280円）

【前提】5/8以降は、重症・中等症患者等の特例措置について、業務・人員配置の効率化が図られている実態等を踏まえ見直し（4～6倍→2～3倍など）を実施。新型コロナは中等症で10日間、インフルは6日間入院したものとして計算

※高額療養費を適用 ※所得区分の（）内の％は年代区分別の加入者数に占める当該所得区分に該当する人数の割合

3 患者把握



これまで

新型コロナウイルス感染症



発生届等により患者を全数把握

これから

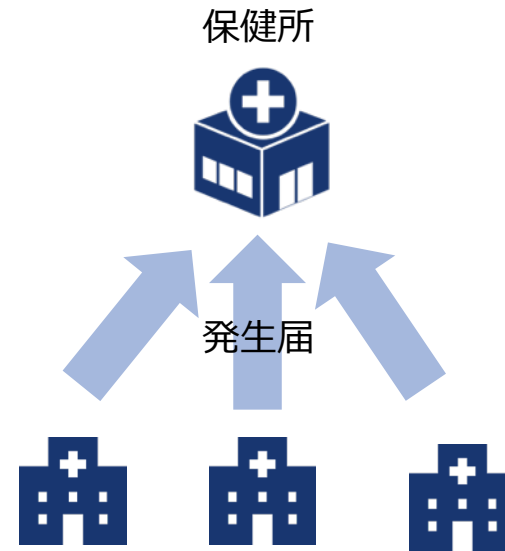
5月8日から



定点医療機関の報告で感染動向把握

- ・発生届提出及び患者の特定はなし
- ・陽性者登録窓口廃止
- ・インフルエンザ/COVID-19定点医療機関による患者数報告によりサーベイランス実施
- ・下水疫学サーベイランスで患者発生傾向を補完
- ・濃厚接触者の特定なし
- ・患者・濃厚接触者の外出自粛要請なし
- ・日々の患者発生状況の把握・記者発表は実施しない
- ・県衛生研究所の週報で公表

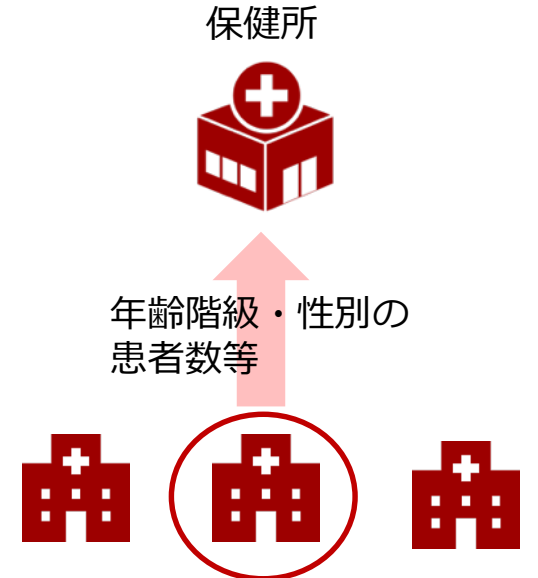
全数把握



全ての医療機関が保健所に発生届を提出

患者の特定、健康観察へ

定点把握



特定の医療機関のみ保健所に報告

感染動向の把握

終了

- 日々の患者発生状況、療養者数、死亡者の把握及び記者発表
- LINEパーソナルサポートでの感染者数等の配信
(最終配信は5/2予定)

- 県衛生研究所の週報で公表
- 感染拡大に伴う**注意報、警報発出時には、ホームページ等で公表**
(インフルエンザと同様に、流行の指標となる**注意報、警報**の概念が、国から示された場合)

(イメージ) 県衛生研究所HP週報

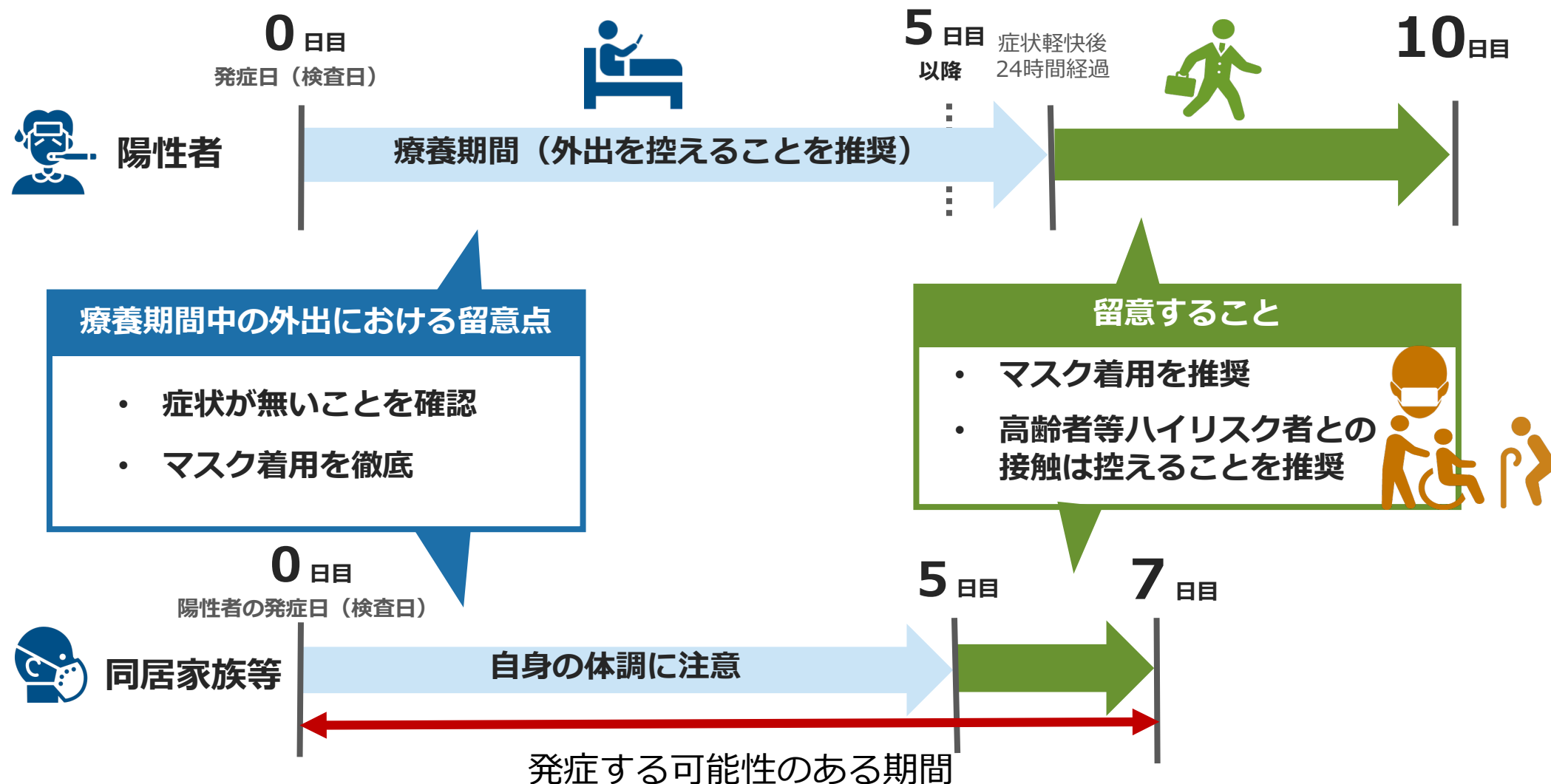
表1 報告数・定点当たり報告数 疾病、政令市・保健所別 (その1)

2023年09週(02月27日～03月05日)

神奈川県	インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザを除く)		新型コロナウイルス感染症		RSウイルス感染症		咽頭結膜熱		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
全県	4,042	11.35	-	-	33	0.14	13	0.06	72	0.31
横浜市	1,438	10.35	-	-	2	0.02	6	0.07	16	0.18
川崎市	746	12.23	-	-	3	0.08	3	0.08	19	0.51
相模原市	428	10.97	-	-	24	0.80	1	0.03	16	0.53
県域 (横浜市、川崎市、相模原市を除く)	1,430	12.22	-	-	4	0.05	3	0.04	21	0.28
横須賀市	81	5.79	-	-	-	-	-	-	2	0.22
藤沢市	196	12.25	-	-	1	0.10	2	0.20	1	0.10
茅ヶ崎市	147	13.36	-	-	-	-	1	0.14	3	0.43
平塚	114	10.36	-	-	-	-	-	-	6	0.86
平塚 秦野センター	100	10.00	-	-	3	0.50	-	-	3	0.50
鎌倉	102	10.20	-	-	-	-	-	-	-	-
鎌倉 三崎センター	15	7.50	-	-	-	-	-	-	-	-
小田原	119	13.22	-	-	-	-	-	-	1	0.17
小田原 足柄上センター	1	0.20	-	-	-	-	-	-	-	-
厚木	453	26.65	-	-	-	-	-	-	2	0.18
厚木 大和センター	102	8.50	-	-	-	-	-	-	3	0.38

3-3 療養期間の目安

※個人や事業者の判断に資することが原則



4 保健所による患者支援等



これまで

新型コロナウイルス感染症



健康観察、コロナ119・療養サポート
宿泊療養施設の設置等

これから

5月8日から



健康観察、コロナ119・療養サポートの廃止
総合的な相談窓口は継続

- ・ **患者の外出自粛要請がなくなる**ため、健康観察は廃止
- ・ パルスオキシメーター、食料品等の配送は廃止
- ・ コロナ119・療養サポート窓口、軽症者等及び医療従事者等向けこころの電話相談は廃止
- ・ 総合的な相談窓口として、**看護師を配置した上で、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを継続**
- ・ 隔離のための宿泊療養施設は廃止
- ・ **高齢者コロナ短期入所施設（さがみ緑風園内）のみ9月末まで継続**（食費相当分を自己負担）

専用ダイヤル



感染したら・・・



外出制限なし
症状があればマスクをして



高齢者コロナ短期入所施設



4-2 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを継続



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

ゼロゴーナナゼロ ゼロコ ロ ナ な し

0570-056774

ナビダイヤルのため定額通話プラン等の適用対象外です

一部のIP電話など上記番号につながらない場合 **045-285-0536**

音声案内

1

体調悪化時の相談

2

医療機関紹介希望

3

その他 1、2の関連相談

運営時間

8:00～22:00
(年中無休)

各保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町）
においても相談窓口を継続

	運営時間	電話番号
横浜市	24時間 (年中無休)	0120-547-059
川崎市	24時間 (年中無休)	044-200-0730
相模原市	24時間 (年中無休)	042-769-9237
横須賀市	8:00～22:00 (年中無休)※1	046(822)4308
藤沢市	8:00～22:00 (年中無休)	0466-50-8200
茅ヶ崎市 寒川町	(平日) 9:00～19:00 (土曜) 9:00～17:00 (日祝) 運営なし 【7/1～】 (終日) 8:00～22:00	【5/8～6/30】 0467-55-5395 【7/1～】 ※2

※1 横須賀市相談窓口の運営時間については調整中

※2 茅ヶ崎市・寒川町相談窓口の7月1日以降の電話番号については調整中

4-3 宿泊療養施設の段階的運営終了

 : 療養者受入れ期間
  : 原状回復期間

項番	施設名	所在地	受入可能 室数	4/7	4/17	5/7	5/31	9/30	
①	アパホテル<横浜関内>	横浜市中区	375						
②	レンブラントスタイル本厚木	厚木市	126						
③	R＆Bホテル新横浜駅前	横浜市 港北区	199						
④	ベストウェスタン横浜	横浜市 鶴見区	118						
⑤	J R東日本ホテルメッツかまくら大船	鎌倉市	130						
⑥	ホテルグリーン	小田原市	16						
⑦	新横浜国際ホテル（本館）	横浜市 港北区	188						
⑧	パークインホテル厚木 （トラベルインを含む）	厚木市	234						
⑨	湘南国際村センター	葉山町	95						
⑩	高齢者コロナ短期入所施設	相模原市	30						
受入可能室数計			1,511		4/8～ 811	4/18～ 547	5/8～ 30		

5 高齢者施設等における対応



これまで

新型コロナウイルス感染症



保健所による検査や治療調整
往診等の協力医療機関の確保
人材や物資確保に対する補助等

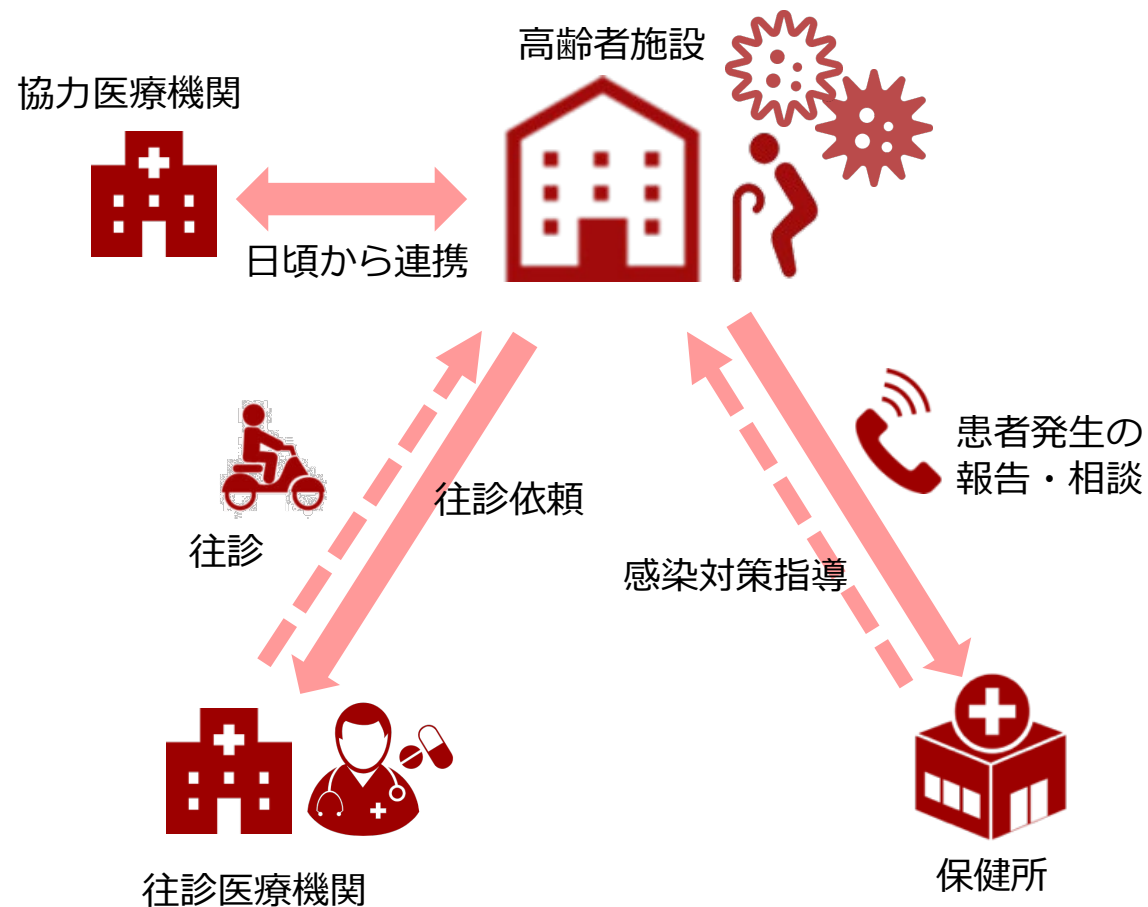
これから

5月8日から

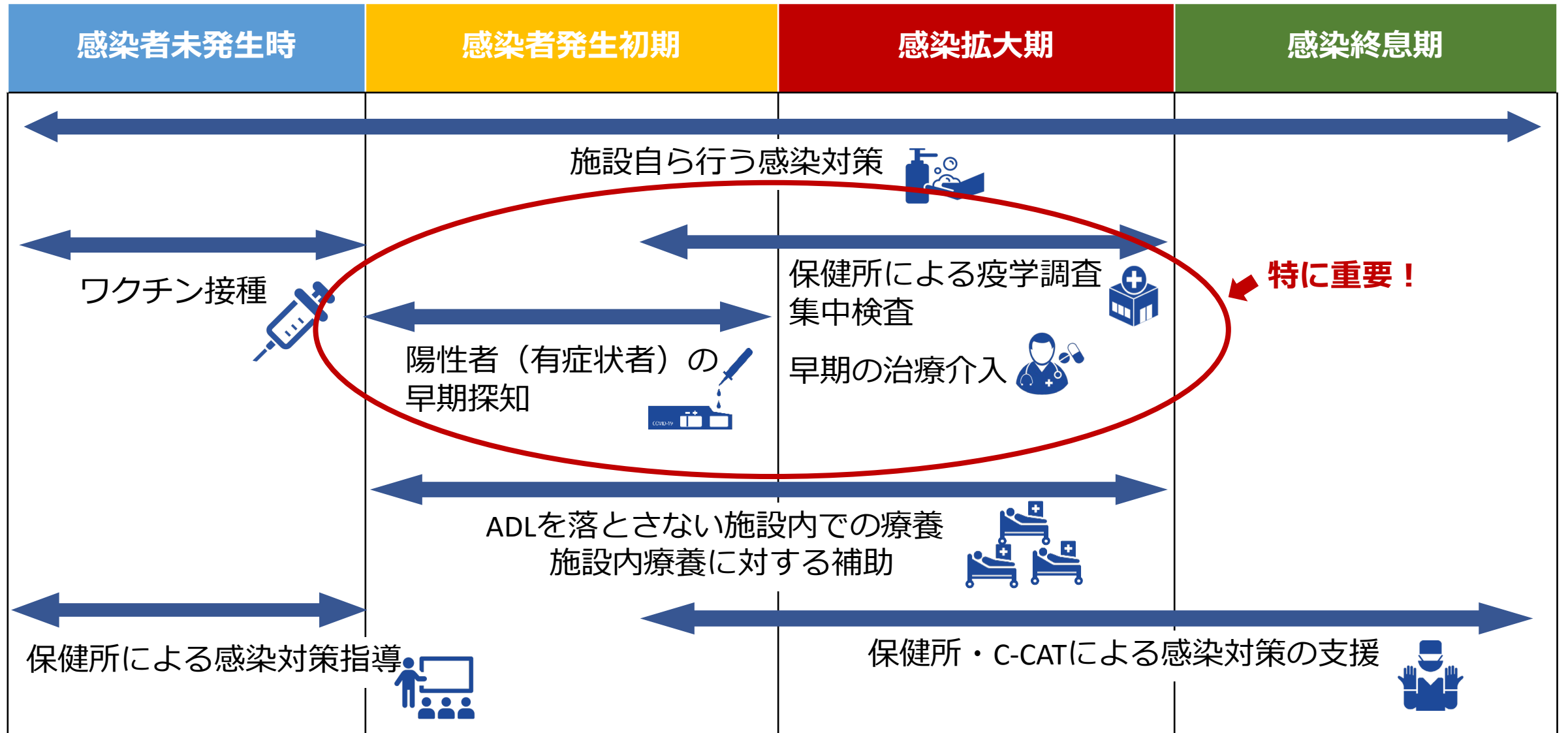


引き続き、ハイリスク者対応として
重点的に支援

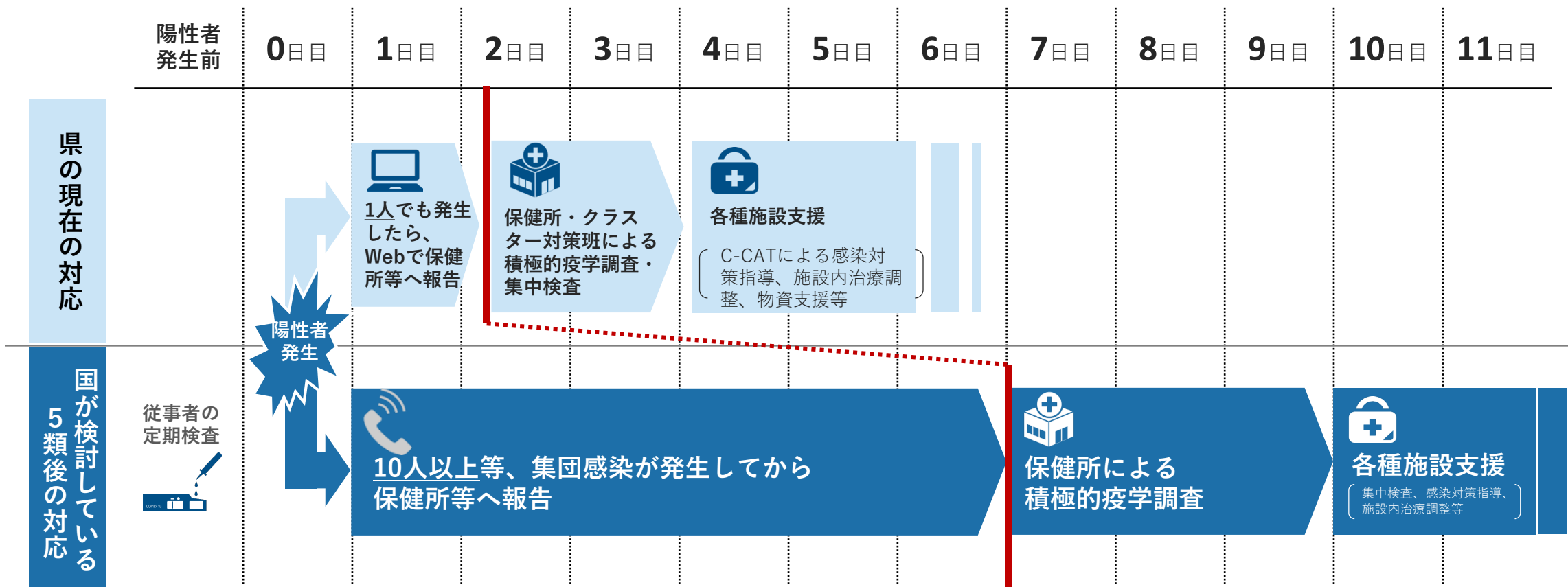
- ・ 感染対策指導は保健所が適宜実施
- ・ 陽性者発生後の**集中検査は**、保健所の判断により行政検査として**実施（公費負担）**
- ・ **C-CATによる感染対策の支援**を継続
- ・ 施設内療養に対する補助は当面継続



5-2 高齢者施設へは重点的な支援を継続



5-3 施設への早期介入が効果的



国が検討している5類移行後の対応では、発生後の介入が遅くなり、**感染拡大防止が困難**

➡ **引き続き、早期介入できる体制を確保することが重要**



これまで

令和4年度まで



予防接種法の特例臨時接種（自己負担なし）
年に複数回の実施

高齢者や医療従事者等



春夏（5～8月）と
秋冬（9～12月）の
2回接種

これから

令和5年度



予防接種法の特例臨時接種の延長
個別医療機関を中心とする体制へ

その他の方



秋冬（9～12月）
に1回接種

- ・ 高齢者等の重症化リスクの高い者や医療施設等従事者は**春夏（5～8月）、秋冬（9～12月）の2回接種を実施**
- ・ その他の方は**秋冬（9～12月）に1回接種を実施**
- ・ 初回接種（1・2回目接種）は引き続き実施
- ・ **個別医療機関を中心とする体制への移行を推進**
- ・ 引き続き**市町村主体で接種を実施**
- ・ 副反応等の専門相談体制は県において当面の間、**継続**

継続

接種機会の確保



- 5/8から高齢者等を対象とした「**令和5年春開始接種**」が開始
- 市町村において個別医療機関での接種機会を確保済み
- 一部市町村では、引き続き集団接種会場を設置予定

副反応相談体制



- 副反応等相談コールセンター（24時間体制）の運営
- 接種医・かかりつけ医等からの相談・紹介を受ける副反応協力医療機関の確保

終了

県大規模接種会場



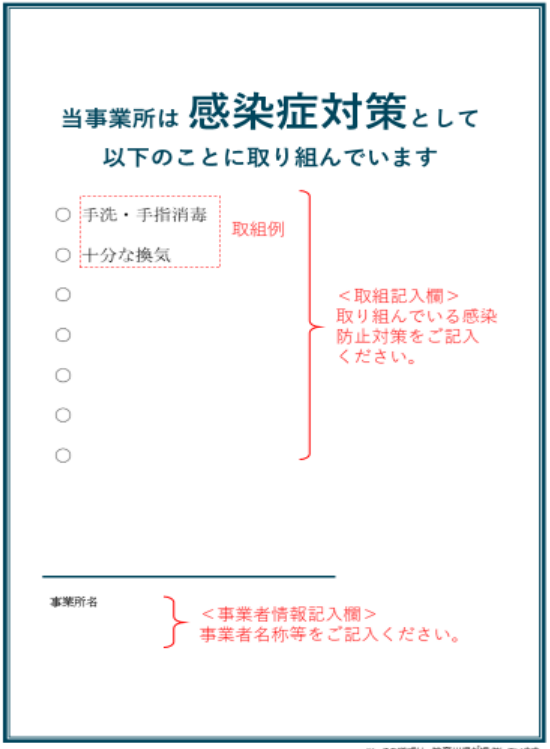
- 「令和5年春開始接種」は対象者が少なく、市町村の実施により接種機会が確保されているため、県大規模接種会場は**設置しない**

※9月以降の設置の有無は検討中

「感染防止対策取組書」について

- 5月8日から、感染防止対策は、国や自治体が一律に求めることはなくなり、事業者の皆さまが自主的に取り組んでいただくことがベースとなる
- 事業者の自主的な取組を支援するため、お店や施設が行っている感染防止対策を見える化し、利用者や地域の安心につなげる「**感染防止対策取組書**」については、**様式を一部見直した上で**、引き続き、掲示したい事業者がダウンロードできるよう、**県ホームページで様式を提供**
- 県ホームページで**事業者の自主的な取組の参考となる情報を提供**

※ 飲食店における感染防止対策である「飲食店等感染防止対策実施店認証制度」は、5月7日に終了



当事業所は **感染症対策** として
以下のことに取り組んでいます

○ 手洗・手指消毒
○ 十分な換気
○
○
○
○
○

取組例

<取組記入欄>
取り組んでいる感染
防止対策をご記入
ください。

事業所名

<事業者情報記入欄>
事業者名称等をご記入ください。

※ この様式は、神奈川県が提供しています。

<新様式>

県における５月８日以降の感染防止対策について

1 基本的な対応

(1) 感染防止対策の考え方

県機関が事業者として感染防止対策を実施するにあたり、県民に不安を与えないよう留意し、適切な感染防止対策を行う。

(2) 具体的な対応

- 換気、３密回避、手指衛生に留意
- マスクの着用は、個人の主体的な選択が尊重されるが条件により着用
 - ・医療機関等では常時着用
 - ・窓口対応等対面で県民と接する際に着用を求められた場合などは着用
- 消毒液、検温装置の設置は各施設等の判断で対応
- コロナ感染防止のための職場内消毒は不要
- 各庁舎管理者は、それぞれ実施する感染防止対策を、新たな「感染防止対策取組書」に記載して施設入口に掲示（指定管理施設も同様）

2 施設や時期等における留意事項

(1) 施設における考慮事項

保健福祉事務所など重症化リスクのある方の利用が多い施設は、その特性に応じた対応に努める。

(2) 時期における考慮事項

感染が急拡大している時期や季節性インフルエンザとの同時流行など、状況に応じて対策強化も検討する。

3 職員が感染した場合等の対応

- コロナへの罹患が疑われる体調不良の際は、無理をせず、自宅で休養するとともに、各自が備える検査キットでのセルフチェックを行う。
- 抗原検査キットでコロナ陽性が判明した場合、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者（以下「ハイリスク者」という。）やハイリスク者以外でも症状が重い者（体調に応じて必要と感じた方）は、事前に医療機関に連絡のうえ受診することとし、それ以外の者は自宅での療養を推奨。

県教育委員会における５月８日以降の教育活動等について

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

令和５年〇月〇日付け文部科学省通知を踏まえ、引き続き換気の確保などの感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

ア 感染症対策について

- 児童・生徒等、教職員には、マスクの着用は求めない。
- 発熱や咳等、風邪症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう促す。
- 気候上可能な限り常時、２方向の窓を同時に開けて換気を行う。
十分な換気の確保ができない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討する。
- 外から教室に入る時など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。
- 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。

イ 感染者発生時の対応について

- 感染が判明した児童・生徒等に対しては、出席停止（発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで）の措置を講じつつ、ＩＣＴの活用等により、学習保障を行う。
- 臨時休業については、季節性インフルエンザと同様に、学習保障に留意しつつ、必要な範囲・期間で実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

社会教育施設については、必要な感染症対策を講じつつ通常開館する。